

議 事 録

第 27 回 定 例 総 会

令和元年10月9日

太田市農業委員会第27回定例総会議事録

開会日時 令和元年10月9日(水) 午後2時
 閉会日時 令和元年10月9日(水) 午後3時10分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)
 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
 13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
 17 清水 由紀江 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子
 21 片亀 昌子 22 中村 薫

欠席委員
 (0人)

出席職員 (9人)
 富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 青木主任 野村主事
 谷藤係長、片桐主事補

会議に付した事項
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)
 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について
 議案第7号 令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について (会長)

報告事項
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第27回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員22名、全員の出席をいただいております。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、11番の岡田貴男 委員 と 12番の塚越 寶 委員の2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正がありますので、よろしく願います。
まず1点目ですが、議案書14ページをお開きいただければと思います。
議案第7号 令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について、「1 令和2年度太田市の農地等利用最適化推進

施策に関する意見(案)」とありますが、本日、お手元にもお配りさせていただきました資料の表題のとおり、「意見(案)」ではなくて、「意見書(案)」という形で、意見と括弧の間に「書」という文字を追加いただければと思います。

次に、16 ページから 19 ページになりますが、報告第 2 号と報告第 3 号の一番右側の受理年月日のところに訂正がありました。多数ありましたので、本日、お手元に差し替え分として資料をお配りしております。議案書の受理年月日のところが農業委員会事務局で交付をした交付年月日になってしまいました。大変申し訳ございません。訂正させていただきたいと思います。

なお、もう 1 枚、お手元に農用地利用集積計画の訂正文があるかと思いますが、こちらにつきましては議案第 5 号のところで担当の農業政策課からまた説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、処分の決定を求めます。

提出件数は 7 件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数 7 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 龍舞町の土地 田 34 m²、農地の払い下げを受け、一体利用し農業に精進したい。

2 番 只上町の土地 田 1,657 m² 外 1 筆 計 2,676 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

3 番 鳥山下町の土地 田 502 m² 外 1 筆 計 919 m²、賃借している農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

4 番 強戸町の土地 畑 532 m²、耕作している畑に隣接している申請地を取得し、効率的な農業経営を行いたい。

5 番 新田市町の土地 畑 991 m² 外 4 筆 計 4,459 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

6 番 新田市野倉町の土地 畑 387 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

7番 新田上江田町の土地 田 3,074 m² 外20筆 計29,633 m²、父の農業経営移譲年金受給のため、後継者である息子が申請地を借り受け、農業に精進したい。

番号1番から7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番と2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は所有する農地を耕作し、必要な農機具等も所有しており、農地の払い下げを受け、一体利用し農業に精進したいということです。

現地を確認したところ、北と東は道路、西は宅地、南は太陽光で、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各項に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

1番委員 続いて、2番を説明いたします。こちらは、譲渡人は遠方に住んでおりまして、管理ができないため所有権を移転する申請です。譲受人は、現在、水稻、野菜の作付を行っており、農業機械も整っており、問題なしと判断できるため、農地法に照らして許可相当と当協議会で結論づけました。

なお、既にこの農地は譲受人が米作を行っているところです。引き続き審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続いて、番号3番と4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 議案第1号の3番について、譲受人は自作地8,292㎡を有し、農機具等も所有しています。譲渡人は、父の死後、水田919㎡を相続しましたが、農機具はなく管理ができないとのことで、兄である譲受人に贈与をしたいとのことです。譲受人は所有する農地をすべて耕作し、必要な農機具等も所有しております。場所は、鳥山下町地内の2車線道路を挟んで西側と東側に2筆に分かれております。現地確認にて角地であることが確認できましたので、第3協議会としまして許可といたしました。
- 3番委員 続いて、番号4番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は農業に精通し、現在、水稻、野菜を栽培しております。現在、耕作している畑に隣接する申請地の持ち主から、高齢で規模縮小のため譲りたいとのことで、申請地を譲り受け、農業経営の効率化を図るものです。
 現地確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
 番号3番、4番について、再度ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号3番と4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、2番委員は番号7番の議事に参与することができませんので、まず、番号5番と6番について、第5地区協議会で調査した意見結果を報告願います。
- 20番委員 議案第1号、5番と6番について報告いたします。
 初めに、番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリスト

に基づき調査した結果は、譲受人は肥育牛経営を行っており、今回は経営規模拡大のために取得するものです。

現地を確認したところ、周囲は農地であり、周辺農地への支障もないことから問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、6番について報告いたします。譲渡人は相続により取得しましたが、管理ができないため、隣接の譲受人に譲渡するものです。譲受人は経営規模の拡大のため、取得するものです。

現地を確認したところ、住宅と豚舎に挟まれた土地であり、周辺農地への支障もないことから、許可相当と意見決定いたしました。

番号5番と6番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号5番と6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、2番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。

(2番委員 退出)

15番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は農業後継者であり、父から借り受けて農業経営に取り組むものです。現状は何ら変わらず、農地への支障はなく、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

何とぞご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。2番委員は入室してください。

(2番委員 入室)

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東長岡町の土地 1,049 m² 外1筆 1,651 m²、農地区分につきましては「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ha未滿の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

2番 強戸町の土地 529 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

3番 強戸町の土地 59 m²、農地区分 第一種、農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は市内で農業を営んでおりましたが、高齢のため農作業が困難になりつつあるので、申請地を転用し、太陽光発電施設として利用を計

画しております。現地調査をしたところ、南側は宅地、西側は宅地、北側は農地、東側は道路及び休泊堀用水路であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議いたしました。
再度のご審議、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番と3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 番号2番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請地は昭和27年ごろから境界にまたがって申請人の親が住宅を建築し、現在までそのまま使用してきましたが、許可を受けていないことが判明し、始末書を添付し、是正するものです。周囲は、南側は、議案第4号15番の分家予定地、北側は宅地、東側は道路、西側は宅地で、現在、現地確認したところ周辺農地には支障もないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号3番について、申請地は昭和60年ごろから農家住宅用通路として現在まで使用してきましたが、議案第1号4番の第3条の申請に当たり、農地法の許可を受けていないことを指摘され、始末書を添付し、早急に是正するものです。周囲は、東側と西側は農地、北側は道路、南側は道路と住宅です。現地確認したところ、周辺農地には支障もないので、許可相当と意見決定しました。

番号2番、3番について再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 寄合町の土地 479の内226.93㎡について、露天駐車場用地として計画変更するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、平成6年に一般住宅用地として許可を得ましたが、建築計画がなくなったため、権利を承継したいというものです。479㎡のうち226.93㎡を露天駐車場として、残り251.38㎡は、県道を拡幅するので県に譲渡契約済みとなっており、承認相当と意見決定いたしました。これは第4号の22番と関連しております。再度ご審議のほどよろしくお願い致します。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は22件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数22件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 326 m² 外1筆 計519 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。

2番 下田島町の土地 462 m² 外1筆 計854 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ha未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

3番 沖野町の土地 498 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 55 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 454 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 脇屋町の土地 452 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 台之郷町の土地 429 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 423 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 298 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 107 m² 外1筆 計1,216 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 2,566 m² 外13筆 計17,978 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で国県道の沿道の

区域内に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

倉庫、事務所、陸送用自動車等駐車場用地として転用するものです。

12番 吉沢町の土地 499 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

13番 吉沢町の土地 425 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

14番 新野町の土地 264 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 強戸町の土地 288 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 尾島町の土地 1,176 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

17番 亀岡町の土地 1,011 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

18番 大館町の土地 267 m² 外3筆 計1,209 m²、農地区分 第二種、露天資材置場・駐車場用地として転用するものです。

19番 粕川町の土地 1,504 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所尾島庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

20番 新田中江田町の土地 1,628 m² 外2筆 計2,842 m²、農地区分 第一種、店舗用地として転用するものです。

21番 新田大町の土地 299 m² 外1筆 計497 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 寄合町の土地 479の内226.93 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4 番 委 員

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を報告します。

番号1番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、資金計画も立ち、将来を見据え、勤務地に近く住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の南側は宅地、東側は近いうちに転用申請が出されると思われる畑、進入路に接する市道、西側は道を挟んで畑、北は最近転用された宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 0 番 委 員

番号2番と3番をご報告いたします。番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。

譲受人は発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、周囲の西側は県道の土手、南側は社宅用地、北側と東側は申請済みの太陽光発電用地となっており、したがって、周辺の農地に支障もなく許可相当と意見決定いたしました。

3番についてご報告いたします。譲受人は、現在、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地確認をしたところ、周囲の西側は、用水路を挟んで市道、東側は宅地、北側は市道、南側は譲渡人の畑となっており、したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

2番と3番を再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 2 番 委 員

続いて、4番から6番をご報告させていただきます。

最初に、番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は、会社定年後、農業及び地元の役員として従事しており、昨年までネギの作付をしておりました。本件申請地には進入路がないため、譲渡人から取得するものです。現地を確認したところ、周囲は、東側は住宅、南、西側は畑となっております。通路用地としての転用のため、周囲の農地には支障はないと思われまので、十分注意することにより許可相当と意見決定をいたしました。

続いて、5番については、現在、太田市東今泉町に住んでおりますけれども、本件申請地を購入してマイホームを建築するという予定であります。現地を確認したところ、周囲は、南側は道路に面し、東、西は畑、北側は住宅となっております。周辺農地への支障もなく、許可

相当と意見決定をいたしました。

続いて、6番です。譲受人は、現在アパートに住んでおりますが、住宅建設の資金も都合がつきましたので、申請地を購入し、住宅の建築をするものです。現地を確認したところ、西は道路、北及び東は畑、南は進入路となっております。周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定をいたしました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号7番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 7番から11番まで、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。

7番ですが、申請人は借家に住んでおり、資金調達ができたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周りが住宅で、北側に農地がありますが、農地への支障も特にないので、許可相当と意見決定しました。

続いて8番ですが、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地確認をしたところ、西側は道路、北側は水路、東側は資材置場、南側は空き地で、農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続いて9番ですが、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地調査をしたところ、南側は住宅、東側は道路で、隣は上小林集会所、西側と北側に農地がありますが、農地への支障もないと見られ、許可相当と意見決定しました。

続いて10番、譲受人は館林市で太陽光発電事業を営んでおり、発電事業適地を取得し、売電事業を計画しております。譲渡人の都合は、

1筆は太田市の差し押さえ物件、もう1筆は所有者が耕作できないため、売り渡すものです。現地調査をしたところ、南側は宅地、西側は山林、北側は耕作放棄地、東側は旧122号国道であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決定いたしました。

続きまして、11番、譲受人は太田市内で運送業を経営しており、申請地を取得し、倉庫、事務所及び駐車場を建設するものです。現地調査をしたところ、北側は道路、隣接して工場、東側は道路を挟んで工場、南側は道路を挟んで工場、西側は国道122号線で、周囲を道路に囲まれており、周辺農地への影響もないので、許可相当と決定いたしました。

7番から11番について、再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

1番委員

続いて、12番、13番を報告いたします。

12番は、太陽光発電設備用地としての申請です。場所は鳳凰ゴルフ場及びゆりの里跡地の北東側に当たり、毎回のように申請されている一部で、現地調査でも足が踏み入れられない状態の区画です。チェックリストに基づき調査したところ、東は通路、西は道路及び堀、南は道路と不耕作地、北は耕作地となっており、周辺農地への影響は全くありませんので許可相当と意見決定しました。

続いて、13番も太陽光発電設備用地としての申請です。チェックリストに基づき調査したところ、東は堀と不耕作地、西は堀、南は宅地及び物置、北は不耕作地で林状態ということになっており、許可相当と意見決定しました。太陽光発電以外に利用価値が見受けられないような印象を強く抱きました。12番、13番とも雑木林状態になっており、その解消になると地元では強く感じているようです。

12番、13番、引き続き審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号7番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番から13番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号14番と15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 18番委員 14番について、譲受人は下浜田町のアパートに住んでおり、資金の都合もついたとのことで、申請地を取得し、自宅を建築したいとのことです。申請地は、新野町地内の第二種の市街化調整区域で、面積は264㎡です。周囲は、北側は住宅、道路を挟んで南側も住宅、道路を挟んで東側は療養施設です。信号の角地の場所です。建物に囲まれ、農業には支障がないと判断し、第3地区協議会として許可相当と意見決定しました。
- 3番委員 以上、よろしくお願ひします。
- 3番委員 続いて、15番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は、現在、借家に住んでおりますが、手狭に感じるようになり、親に相談したところ、分家住宅用地として分筆し、提供を受けられることになり、住宅を建築するものです。周囲は、南側は農地、北、西側は、先ほどありました議案第2号3番の是正地です。東側は道路で、現地確認した結果、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
- 14番、15番について再度ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 第3地区協議会より、番号14番と15番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号14番と15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号14番と15番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号16番から19番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。
- 22番委員 第4地区協議会で調査した結果を報告いたします。
- 16番は、太陽光発電の申請であります。譲受人は、太陽光発電事業を行っております。現地を確認したところ、北、東は未耕作の畑、南は7月に許可を得た土地であります。そこと一体利用という形になります。西側は道路を挟んで畑、周囲への影響もないため、許可相当と意見決定しました。
- 続いて、17番も太陽光発電の申請です。現地を確認したところ、北側は石田川の堤防、東側は木が生えており、耕作放棄地であります。南

14番委員

側は高い木が生えている耕作放棄地、西側は太陽光が設置されております。周囲への影響もないため、許可相当と意見決定しました。

続きまして、18番について許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は土木建設業を営んでおり、事業拡大に伴い申請地を露天資材置場、駐車場用地として取得して使用する申請です。現地を確認した結果、申請地は4筆まとまっており、北側は道路、西側は未耕作の畑、南側は住宅、東側は住宅となっております。周辺農地への支障、問題もなく、地区協議会で許可相当と意見決定しました。

続きまして、19番です。許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は中古自動車の販売業を営んでおり、取り扱う自動車の数が増え、保管場所を確保したいため、快適な申請地を取得して、申請地で一括して営業を行いたいという案件です。現地を確認した結果、申請地は、東側は道路を挟んで一部畑及び住宅、北側は道路を挟んで太陽光発電、西側は半分が資材置場、半分は工場及び宅地となっております、南側は工場用の駐車場です。周辺農地への支障、問題もなく、地区協議会で許可相当と意見決定しました。

16番から19番について、再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号16番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番と19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号16番から19番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号20番から21番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員

番号20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は国道に面し、交通の便がよく集客が見込まれる申請地を借り受け、ドライブイン機能を兼ねたコンビニエンスストアを設置したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北と西は水路と畑、東と西は道路になっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

15番委員

番号21番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を祖母から借り受け、住宅を建築するものです。現地を確認したところ、父の住宅の東に建てるものです。南にはハウスを挟んで公園、北も畑を挟んで住宅、道路西は畑を挟んで住宅、周囲の農地には支障なく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号20番と21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番と21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号20番と21番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号22番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員

譲受人はプラスチック部品製造業を営んでおり、現在、申請地の北側の土地を借りて駐車場として使用していますが、県道の拡幅工事に伴い面積が減少してしまうため、申請地を借り受け、不足する駐車場として使用したいというものです。現地を確認したところ、周囲は、北が駐車場、西と南は道路、東は工場となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいま、第6地区協議会より番号22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号22番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 皆さん、お世話になります。農業政策課農政係長の谷藤と申します。よろしく申し上げます。
では、本日の説明につきましては、当係の片桐から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局 お手元の資料、農用地利用集積計画（案）に基づき提案をさせていただきます。大変申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。別紙、正誤表のとおり訂正をさせていただきます。

このうち、一番上の総括表の部分のみご説明をさせていただきます。こちらは計画案7ページの番号98の右から2列目でございます利用権の設定を受ける者、借手につきまして、●●●●●●●●●●、●●●●●●とすべきところを、●●●●●●●●●●、●●●●●●と誤記したものを訂正したことによるもので、利用権の設定を受けるもの、貸方の人数が21名から20名と1名減になったものです。この訂正に伴い、借方部分の各種合計人数も1名減となりますので、差し替えたA3版の総括表でご確認ください。大変申し訳ございませんでした。
では、改めて提案をさせていただきます。今回は、通常の利用権設定が686筆、うち解除条件つき利用権設定が46筆、そのほか利用権移転が77筆、所有権移転が16筆ございました。また、686筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借手となっているものが66筆あります。

次に、総括表についてご説明させていただきます。まず、1、面積をごらんください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で982,993.97 m²となっております。

続きまして、2、筆数及び人数をごらんください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されてお

ます。こちらも右下の部分になりますが、686 筆のうち、借方が 135 名、貸方が 333 名となっております。

また、資料 1 ページから 43 ページまでは利用権設定についての詳細であり、正誤表による訂正箇所を除き記載のとおりです。なお、44 ページから 47 ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、こちらが 46 筆、面積合計が 44,090 m²となっております。

48 ページから 53 ページの利用権移転につきましては 77 筆あり、面積合計は、表の下にありますとおり 112,014.06 m²となっております。

54、55 ページにつきましては所有権移転となっております、16 筆あり、面積合計は 21,900 m²となっております。なお、今回提案させていただきました計画案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は、令和元年 10 月 20 日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ただいま、担当より提案がございましたが、この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、本件は、農用地利用集積計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員） |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。 |
| 議 | 長 | 続きまして、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）が会長宛てに提出されたので、意見を求めます。
市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。 |
| 事 | 務 | お手元の資料、農用地利用配分計画（案）に基づき提案させていただきます。
こちらは、公益財団法人群馬県農業公社が一括で借り上げ、農地を借りたい方とマッチングを行ったものをまとめたものになります。
この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を |

行いますが、その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。皆様には、今回の配分計画に基づき農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、①貸付後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか、②全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか、③借受希望者への貸付は適当と認められるかについてお伺いいたします。件数は、66筆、68,722㎡となっております。

以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1、貸付後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるかについては「ない」とし、2、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるかについては「ある」とし、3、借受希望者への農地貸付は適当と認められるかについては「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議 長 続いて、議案第7号 令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について、事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。議案第7号 令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

この意見書（案）につきましては、毎年、農業委員会から市へ意見として提出しているものを基本として、事務局にて案を作成し、9月3日の地区協議会にて提示、10月4日の地区協議会にて検討をしていただきました。お配りしてある資料をごらんください。検討していただいた内容を盛り込んだ意見書（案）になります。

それでは、修正箇所について順にご説明いたします。1カ所目ですが、1枚目の下のほうの3番、耕作放棄地対策についてということなのですけれども、1カ所目として、耕作放棄地対策について意見がありましたので、内容について一部修正をさせていただきました。2カ所目ですが、めくっていただいて裏のページ、5番、豚コレラ対策について要望がありましたので、5項目に新たに追加させていただきました。3カ所目ですが、来年迎えます改選への対応として、農業委員会組織への支援及び体制整備についての意見を追加させていただきました。地区協議会からの意見では、もう1件、市街化農地の固定資産税への減免について意見がありましたが、こちらにつきましては税に関する内容でございますので、来年の農林関係税制要望にて意見とさせていただきます。以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- | | | |
|-------------|--------|---|
| 議 | 長 | ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委
員
議 | 員
長 | なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について、賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、9月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。 |
| 事
務
局 | | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について4件提出されております。
内訳につきましては、田7筆計2,190㎡、畑1筆計2.10㎡、計8筆 |

2,192.10 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、20件提出されております。

内訳につきましては、19ページをごらんください。田9筆 6,697.00 m²、畑19筆 4,434.00 m²、計28筆 11,131.00 m²となっております。いずれの内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は9件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は10件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等もないようですので、以上で第27回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年10月9日（水） 午後3時10分